

指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業契約書

様（以下「利用者」といいます。）と指定介護予防支援事業者にし地域包括支援センター（以下「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う介護予防支援について、次のとおり契約します。

（契約の目的と内容等）

第1条 事業者は、利用者の委託を受けて、介護保険法の基本理念である「自立支援」をより徹底する観点から、利用者が可能な限りその居宅において、その尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療との連携に配慮し、また、利用者が意欲を持ち必要な支援を活用しながら努力して積極的に実現できる生活をめざす「介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント」（以下「介護予防ケアプラン」という。）を作成するとともに、介護予防サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者と連絡調整その他の便宜を提供します。また、利用者はこれらの業務の遂行に必要な協力を行うとともに、利用者が費用負担しなければならない所定の利用料、その他の費用（以下、「利用料等」といいます。）を支払うものとします。

（1）事業者が利用者に提供する介護予防支援の内容

- ①契約締結事務
- ②課題分析（アセスメント）
- ③介護予防ケアプランの作成
- ④サービス担当者会議の開催
- ⑤介護予防ケアプランの交付・説明
- ⑥サービス提供の連絡・調整
- ⑦モニタリングの実施
- ⑧サービス実施状況の把握・評価
- ⑨給付管理業務
- ⑩相談業務
- ⑪要介護認定等の申請に対する協力・援助
- ⑫その他①から⑪の業務遂行に必要な事務

（2）介護予防支援にかかる所定の料金・利用料

上記（1）①から⑫にかかる1ヶ月あたりの利用料については、介護保険適用となる場合には、介護保険給付として利用料の全額が給付されるので自己負担はありません。

※ただし、保険料滞納により、支払い方法の変更処分を受けている場合については、いったん利用料を事業者を支払う必要があります。お支払いの後、事業者が発行する領収書と介護予防支援サービス提供証明書を添えて、四條畷市高齢福祉課の窓口で支給申請を行ってください。

(3) 費用について

交通費については利用者の居宅が、通常の事業実施地域以外の場合は交通費の実費を請求いたします。

(4) 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安は利用者の要支援認定等有効期間中、概ね3ヶ月に1回程度とします。

ただし、上記の回数以外にも、利用者からの依頼や介護予防支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾が得られた場合には、利用者の居宅を訪問することができます。

(業務の委託)

第2条 この契約の定める業務の一部について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の23第3項の規定により、居宅介護支援事業所へ委託できるものとします。

(契約期間)

第3条 契約期間、令和 年 月 日から始まり、利用者の要支援認定の有効期間満了をもって終了するものとします。ただし、契約満了の日の2日前までに利用者が事業者に対して、契約終了を申し出ない場合には、自動更新するものとします。

(要支援認定等前に指定介護予防支援の提供が行われる場合の特例)

第4条 要支援認定等の判定前に利用者が指定介護予防サービスの提供を希望する場合には、この契約の締結の日から速やかに介護予防ケアプランを作成し、利用者にとって必要な指定介護予防サービス等利用のための支援を行います。なお、認定の結果、利用者が要介護となった場合、この契約は取消しとなりますが、すでに利用者が受けたサービスについて不利益が生じないように、事業者は適切な支援を行うものとします。

2 利用者が要介護認定の更新において要支援認定を受けることとなった場合には、利用者が指定介護予防サービス等を円滑に利用できるよう、要支援認定等の有効期間の開始日の前から介護予防支援の準備業務を行ないます。

(契約の変更)

第5条 事業者は、この契約に定める内容のうち、利用料等の変更（増額または減額）を行おうとする場合には、重要事項説明の一部変更の文書を作成し、利用料等の変更の日から1ヶ月以上の期間をおいて、利用者にもその内容を通知するものとします。

2 利用者が利用料等の変更を承諾する場合には、この契約の一部変更契約を事業者と締結します。

3 利用者は利用料等の変更を承諾しない場合には、その旨を事業者にも文書で通知することで、この契約を解除することができます。

(契約の解除)

第6条 利用者は、契約期間中にこの契約を解除しようとする場合は、事業者に対して契約終了を希望する日の7日前までにその旨を申し出なければなりません。ただし、利用者の病状の急変、緊急の入院等のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

2 次の各号の場合、利用者は事業者に申し出を行うことにより、事前申し出の期間なしに、この契約を解約することができるものとします。

- (1) 事業者が正当な理由なしに介護予防支援の提供を行わない場合
- (2) 事業者が守秘義務に反した場合
- (3) 事業者が利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- (4) 事業者が破産した場合
- (5) その他事業者がこの契約に定める介護予防支援の提供を正常に行い得ない状況に陥った場合

3 事業規模の縮小、事業所の休廃止等、この契約に基づく介護予防支援等の提供が困難になるなどのやむを得ない事情がある場合には、利用者に対してこの契約の解約を予定する日から1ヶ月以上の期間をおいて利用者に解約理由を示した文書にて通知することによりこの契約を解約することができるものとします。

ただし、次の各号の場合には、1ヶ月以上の期間の事前申し出の期間なしに、この契約を解約することができるものとします。

- (1) 利用者が、この契約に定める利用料等の支払いを2ヶ月以上遅延し、文書による利用料等の支払い催告を行ったにもかかわらず、催告の日から14日以内にその支払いがなかった場合
- (2) 利用者またはその家族等が事業者や従業員に対して、この契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合
(契約の自動終了)

第7条 (事業者の解約権)

事業者は、利用者や利用者の家族が故意による法令違反や、当該事業所職員や事業所に対する暴言、暴行、嫌がらせ、誹謗中傷、パワハラ、セクハラなどの迷惑行為、写真や動画撮影等、著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の申し入れにもかかわらず、改善の見込みがなく、第1条に定めるこの「介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント」利用契約の目的を達することが不可能となった時には、10日以上の予告期間をもって、この契約を解除することができるものとします。

2 事業者は、前項の解除に際して、後任の事業所の紹介に努めます。

第8条 次の各号の場合、事前申し出の期間なしに、この契約を解約することができるものとします。

- (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
- (2) 利用者の介護認定区分が「要介護」と判定された場合
- (3) 利用者が基本チェックリストで介護予防・日常生活支援総合事業の非該当となった場合
- (4) 利用者が四條畷市内から転出し、被保険者資格を喪失した場合
- (5) 利用者が死亡した場合

(介護予防支援の担当者)

第9条 事業者は介護予防ケアプランの作成及び指定介護予防サービス事業者等との連絡調整等の介護予防支援の業務を担当する指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等にかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第2条に規定する担当職員（以下「担当職員」という。）の氏名及び名称を利用者に文書により通知するものとします。

2 事業者は、担当職員を交代させる場合には、事業者は交代の理由を明らかにし、交代後の担当職員の氏名を文書により利用者に通知するものとします。

(介護予防支援業務の実施方法等)

第10条 事業者が利用者に対して提供する介護予防支援は、本契約書別紙記載の「介護予防支援の業務の実施方法等について」（以下「実施方法等」という。）に基づき実施します。

2 利用者またはその家族等は、事業者が提供する介護予防支援の内容が「実施方法等」に基づいて実施されていないと認められる場合には、事業者に対して説明を求め、必要に応じて改善を指示することができます。

(事業者の責務)

第11条 事業者は、介護予防支援業務の提供内容に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保管しなければなりません。

2 利用者は、事業者等に対して保管されるこの記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第12条 事業者は、介護予防支援を提供する上で、知り得た利用者及びその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしてはいけません。この秘密を保持する義務は契約終了後も継続するものとします。

2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族等の個人情報についても予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いませぬ。

3 事業者は、利用者及びその家族等に関する個人情報が含まれる記録物（磁気媒体情報及び伝達情報を含む）については、善良な管理者の注意を持って管理し、また処分する際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

(賠償責任)

第13条 事業者は、介護予防支援の提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体及び財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、利用者に対してその損害を賠償するものとします。

(身分証携行義務)

第14条 担当職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示しなければなりません。

(利用上の注意義務等)

第15条 利用者は介護予防支援等の実施及び安全衛生等の管理上、必要があると認められる場合は、事業者及びその従業者が利用者の居宅内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、その場合事業者は利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

2 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族と事業者とが、介護予防支援の内容について介護保険法令やその他の法令の定めるところに従い、協議の上決定するものとします。

(相談・苦情対応)

第16条 事業者は、自ら提供した介護予防支援等又は介護予防ケアプランに位置づけた指定介護予防サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速かつ適切に対応するものとします。

(事故発生時の対応)

第17条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防の提供により事故が発生した場合には速やかに利用者家族等、四條畷市に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ管理者に報告するものとします。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業者は、高齢者虐待防止法に基づき、サービス提供中に当該事業所従業員または養護者（利用者の家族・親族・同居等の高齢者を現に介護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

(契約内容の履行)

第19条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

(契約外事項の取扱い)

第20条 この契約の定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めるものとします。

(合意裁判管轄)

第21条 この契約について、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とする事を、利用者及び事業者は予め合意することとします。

事業 者 名	にし地域包括支援センター
指定事業者番号	2705700025
事業者所在地	四條畷市北出町 28 番 1 号
事業者責任者	管理者 金子 幸栄

指定介護予防支援・第1号介護予防支援業務の実施方法等について

1 介護予防ケアプランの作成について

① 介護予防ケアプラン作成の担当者について

地域包括支援センター職員名		職種	
原案委託居宅介護支援事業所名			
所 在 地			
電 話 番 号			

② 事業者は介護予防ケアプランの原案作成に際しては、次の点に配慮します。

- ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族との面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
- イ 利用する介護予防サービスの選択にあたっては、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
- ウ 事業者は、利用者に対して介護予防サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
- エ 事業者は、介護予防ケアプランの原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等担当者の専門的な見地から情報を求めます。
- オ 居宅介護支援事業所の介護支援専門員等が本業務を行う際には、常に身分証を携帯し、利用者または利用者の家族から提示を求められた時には、いつでも身分証を提示します。
- カ 介護予防の効果を最大限に発揮できるよう、利用者の意欲を高め、利用者による主体的な取り組みを支援します。
- キ 利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うよう努めます。

③ 事業者は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。

④ 事業者は、介護予防サービスケアプランの原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者または利用者の家族に対して説明します。

- ア 事業者は、利用者の介護予防ケアプランの原案への同意を確認した後、原案に基づく介護予防ケアプランを作成し、改めて利用者の同意を確認します。
- イ 利用者は、事業者が作成した介護予防ケアプランの原案に同意しない場合には、事業者に対して介護予防ケアプランの原案の再作成を依頼することができます。

2 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 事業者は、介護予防ケアプラン作成後も利用者または利用者の家族、更に指定介護予防サービス事業者と継続的に連絡をとり、介護予防ケアプランの実施状況の把握に努めるとともに、目標に沿ったサービスが提供されるよう指定介護予防サービス事業者等との調整を行います。
- ② 事業者は、介護予防ケアプランが効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ③ 事業者は、利用者が要介護状態となった場合には、利用者へ居宅サービス計画を作成する居宅介護支援事業所に関する情報を提供するとともに、利用者が選定した居宅介護支援事業者に対して、利用者の同意を得た上で、利用者に関する情報を提供します。

3 介護予防サービス計画の変更について

事業者が介護予防ケアプランの変更の必要性を認めた場合、介護予防ケアプランの変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって介護予防ケアプランの変更を、この指定介護予防支援業務実施方法等の手順に従って実施します。

4 給付管理について

事業者は、介護予防ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月実績を確認し、地域包括支援センターに提出します。

5 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

6. 料金について

地域包括支援センターが行う介護予防支援に対しては、利用者の負担はありません。ただし、介護保険が適用される場合であっても、利用者の保険料滞納等により、法廷代理受領ができない場合においては、いったん介護報酬に規定する介護予防支援費に1単位の単価を乗じた額の1か月あたりの料金を利用者が支払った上で、サービス提供証明書を発行予防支援費の料金を利用者が支払ったうえで、サービス提供証明書を発行することになります。

※ サービス提供証明書を四條畷市高齢福祉課窓口に提出すると払戻しされる場合があります。

委任状

私儀、特別養護老人ホーム四條畷荘 荘長 真壁 卓也 をもって代理人と定め、下表に掲げる事業所における、契約、介護報酬・利用料の請求及び受領その他これに付随する事務に関する一切の権限を委任します。

令和6年4月1日

所在地 大阪府箕面市白島三丁目5番50号
法人名 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
代表者 理事長 行松 英明

事業所名	事業所番号	事業の区分
にし地域包括支援センター	2705700025	介護予防支援

使用印鑑



